

## 筑後市北部交流センター利用の手引き(基準)

筑後市北部交流センター（以下「北部交流センター」という）の管理者である筑後市教育委員会社会教育課（以下「当課」という）は、筑後市北部交流センター条例及び同施行規則に基づき、北部交流センターの使用に関して、以下のとおり利用基準（以下「本基準」という）を定めます。

### 1. 開館時間等

(1) 北部交流センターは、毎年1月4日から12月28日まで開館し、毎週火曜日及び12月29日から翌1月3日までは原則として休館いたします。ただし、施設管理のため臨時の休館日を設けることがあります。

(2) 防災のための避難所を設置した場合、公職選挙法に基づく選挙の投票所を設置した場合などは利用できません。

(3) 開館時間は午前9時から午後10時までです。会場の準備、リハーサル、参加者の入退場及び会場の撤収に要する時間も含めて、鍵をお渡しし、鍵をお返しいただくまでを開館時間内に収めてください。

(4) 北部交流センターは「施設利用料金表」に記載する時間区分により、貸し出しを行います。予約された時間区分を超えるご利用は、1時間単位で追加料金が必要です。準備から片付けまでの時間を考慮して予約してください。

### 2. 申込の受付期間

北部交流センターは下記の施設区分により受付を開始します。

区分	受付期間
ホール 1,2、会議室 1,2,3、カルチャールーム、和室 1,2、料理実習室、工作室、多目的広場	利用日が属する月の2ヶ月前の同日から (4月利用分は、3月1日午前9時から)
トレーニングルーム	市の健康増進事業等の専用とし、当分の間、 一般貸し出しは行いません。

※ 全施設及びそれに準じる規模の催物等は、利用日が属する月の2年前の月の初日から受付けます。

※ なお、多目的広場の下記に掲げる利用については、先行予約できるようにしています。

#### 【先行予約できるもの】

- ① 市内の自治組織や団体が開催する運動会や大会等のイベント
- ② 市内の複数の団体(チーム)が開催する親善試合(大会)
- ③ 各種競技等の地区大会

#### 【先行予約できないもの】

- ① 各種団体の日常練習
- ② 単独の団体(チーム)内で行う練習試合等

#### 【先行予約受付開始時期】

開催予定日の属する年度の前年度の2月1日(※2/1～2/10 受付調整)

#### 【施設使用料等の納付と予約の確定】

利用予約の確定は、予約内容に基づく施設使用料の納付が完了した時点とします。

### 3. 申込と予約の成立

(1) 準備から片付けまでに必要な時間の空き状況を確認のうえ、北部交流センター拠点施設窓口で、「筑後市北部交流センター施設利用申請書」に必要な事項を記入し、ご提出ください。なお、申込書のご提出に際しましては、本基準をご承諾いただくことを前提とします。電話での予約受付は行いません。

(2) お申し込みは、事前に利用団体登録された会議・催物の主催者に限らせていただきます。

(3) 当課は、申込書を受領後、本基準に基づき使用の承認を行います。その承認をもって予約成立とし、不承認の場合は申込者に連絡します。

### 4. 利用料金及び利用料金のお支払い

(1) 施設の利用料金は、「施設利用料金表」をご覧ください。

(2) 施設の利用料金は、前納とし、冷暖房料金は、各室コインタイマーでお支払いいただきます。

(3) 施設使用料は、利用申込時に、北部交流センター拠点施設窓口でお支払いください。

### 5. 利用料金の還付

予約成立後、既にお支払いいただいた利用料金は原則として還付できません。ただし、下記の場合に限り所定の割合を還付します。

事由	還付割合
利用者の責めによらない理由により利用できなくなったとき	100%
教育委員会が特に必要があると認めるとき	50%

### 6. 使用者の禁止事項

使用者が下記事項に該当する場合は、使用の承認はできません。また、そのような事実が予約成立後に判明した場合は、予約を取り消しさせていただくことがあります。この場合、既にお支払いになった利用料金はお返しいたしません。また、これによって使用者や第三者に損害が生じた場合でも、当課は一切の責を負いません。

(1) 公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認める場合

(2) 他の施設利用者や周辺の住民等に著しく不快感を与えるおそれがあると認められる場合

(3) 指定の期日までに利用料金の前納がない場合

(4) 虚偽、詐称その他不正な手段により、使用の承認を受けた事実が明らかになった場合

(5) 利用権を第三者に譲渡または転貸されるおそれがある場合

(6) 北部交流センターの施設または附属設備等を毀損(きそん)するおそれがあると認められる場合

(7) 本基準その他当課の指示に違反した場合

(8) その他北部交流センターの管理上支障があると認める場合

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある団体に該当する場合。

なお、災害等の事故が発生した場合、または災害等の事故が予想される場合は、安全のため使用を中止または制限することがあります。

### 7. 許可を要する事項

使用者が下記事項を行う場合は、事前に北部交流センター拠点施設窓口へ届けた後、当課の承認が必要です。

(1) 火気の使用その他、北部交流センターの施設または附属設備等に危険を及ぼすおそれのある行為

(2) 宣伝、物品の販売、募金その他これらに類する行為

(3) 館内での看板、標示物、ポスター等の掲示及びチラシ等を配布する行為

(4) その他当課が北部交流センターの管理上、許可が必要と認める行為

## 8. 使用者の遵守事項

使用者は、関係法令に従い善良なる管理者の注意義務をもって施設等を使用するとともに、下記事項を遵守してください。

- (1) 本基準に定める事項を遵守し、承認された施設使用申込書の内容に従って利用してください。
- (2) 使用にあたり必要となる防火管理、衛生管理、著作権等の関係官公庁・団体への必要な手続きは使用者の責任において確実に行ってください。
- (3) 使用中の各施設の管理、秩序維持、来館者の整理・案内誘導、盗難・事故防止等は、使用者の責任において確実に行ってください。とくに多数の来場者が予測される場合は、使用者において必ず警備を実施してください。また、警備の実施方法等について事前に当課と協議してください。
- (4) 事故防止には万全を期してください。なお、施設利用中（準備・撤去を含む）に万一事故が発生した場合は使用者の責任において対応してください。
- (5) 不測の災害や事故等に備え、施設利用前に、非常口、避難誘導方法、消火器の位置等を確認し、有事には来場者の避難誘導を確実に行ってください。
- (6) 利用終了時は、速やかに施設を原状に復し、当課職員または委託職員の点検を受けるとともに、その指示に従ってください。
- (7) 施設の使用により発生した塵芥類は持ち帰ってください。
- (8) 施設の管理運営上必要があるときは、使用中であっても、予告無く当課職員または当課から委託を受けた者が会場等へ立ち入る場合がありますので、ご了承ください。

## 9. 損害賠償及び免責

- (1) 施設内外の建造物・設備・備品を汚損・毀損・紛失した場合は、速やかに当課へ連絡してください。使用者及びその関係者、催物への来場者（以下「使用者等」という）に起因する損害については、使用者がその賠償の責任を負うものとします。
- (2) 会議、催物の開催中または準備・撤去作業中に、施設内において生じた使用者等の所有物または展示物の盗難・破損等の事故について、当課は、一切の責任を負いません。
- (3) 催物の開催に伴い、使用者は必要となる損害保険等に加入してください。

## 10. 付属設備等の提供

- (1) 備え付けのプロジェクター等の映像設備やワイヤレスマイク等の拡声設備、仮設ステージ、展示パネル等の利用を希望される場合は、「備品借用申請書」を提出してください。
- (2) ホール1とホール2の可動壁、会議室1と会議室2の可動壁を取り除く必要がある場合は、予約の際に必ず申し出てください。

## 11. 適用

本基準は平成29年11月4日以降の使用から適用します。（多目的広場に係る事項については、平成31年3月3日）

下記の施設利用料金表は、平成31年度利用分から適用します。

### 【施設利用料金表】

区 分	施設使用料 (1時間あたり)	冷暖房使用料 (1時間あたり)	照明使用料 (1時間あたり)
ホール1	280円	200円	—
ホール2	280円	200円	—
トレーニングルーム	280円	200円	—
会議室1	100円	100円	—
会議室2	100円	100円	—
会議室3	190円	100円	—
カルチャールーム	190円	100円	—
和室1	100円	100円	—
和室2	100円	100円	—
料理実習室	370円	200円	—
工作室	190円	100円	—
多目的広場（全面） （ソフトボール2面）	460円	—	400円
多目的広場（全面） （サッカー）	460円	—	300円
多目的広場（北面）	230円	—	200円
多目的広場（南面）	230円	—	200円

#### 備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とみなします。
- 2 市外に在住する者が利用するとき又は市長が営利目的と認めたときの施設使用料は、この表の施設使用料の2倍の金額となります。
- 3 施設使用料は、この表に定めるところにより計算した額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合計した額とし、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てることとなります。